

「電力の小売営業に関する指針」改定案に対する意見

2020年9月4日

国際環境 NGO FoE Japan

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

Tel : 03-6909-5983

e-mail: info@foejapan.org

意見の該当箇所：

1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 一般的な情報提供

イ望ましい行為

v) 電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記

小売全面自由化により競争が進展する中において、需要家が負担する料金の透明性を確保する観点から、発電事業等に係る費用として回収されるべき費用であって、公益性の観点から託送料金又は賦課金により回収するものについて、小売電気事業者は、需要家への請求書・領収書等にその相当額を記載することが望ましい。

意見【1】

小売電気事業者からの情報提供は当然必要ですが、小売電気事業者に取り組みを求める以前に、国や東京電力、原子力事業者が、ウェブサイトなど様々な方法で説明することが前提です。また原子力事業の破綻、限界を改めて直視し、原子力事業自体を見直すべきです。

理由【1】

賠償については本来東京電力が責任をとるべき、廃炉費用については原子力事業者が負担すべき費用です。責任が取られないまま、消費者に負担が強いられている状況です。

託送料金への上乗せは見直し、責任の所在を明確にしたうえで、賠償負担をどのように行うのか一から議論しなおす必要があります。

賠償負担については、責任主体である原子力事業者だけでは負担しきれない、事後的にでも消費者に負担を求めなければ成り立たないということが改めて明示されています。2016年の議論で、確保すべき資金の全体像として「21.5兆円」と整理されましたが、そもそもこの金額も不十分で低い見積もりであり、35兆～80兆円にもなりうるという試算(*1)もあります。

今後、廃炉費用や賠償費用が21.5兆円を超えて必要になった際に、同様にまた託送料金に追加ということにもなりかねません。2016年の議論で経済産業省は、「今回限り」と繰

り返していましたが、二度と追加されることがないように、引き続き監視していかなければなりません。

また廃炉円滑化負担金についても、本来は原子力事業者が負担すべき費用です。原発は消費者が広く負担して支えなければ成り立たない事業だということがここでも示されています。廃炉を円滑に進めやすくするとの名目で導入されたのですから、脱原発の政策決定をしたうえで、現在稼働している原発についても、速やかに廃炉に踏み切るべきです。

エネルギー基本計画の改訂（第6次エネルギー基本計画）が議論されようとしている今、このような原子力事業の破綻、限界を改めて直視し、原子力事業自体を見直すべきです。

意見【2】

「望ましい行為」ではなく、記載しないことを「問題となる行為」とするべき。

理由【2】

重要な情報であるため、小売電気事業者にまかせた努力義務にとどめることは適切ではない。

意見【3】

「電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額」は、

「2020年度より託送料金による回収が始まる賠償負担金と廃炉円滑化負担金」とすべき

理由【3】

負担金の名称について指針にも明記すべき。

意見【4】

「発電事業等に係る費用として回収されるべき費用であって、公益性の観点から託送料金又は賦課金により回収するもの」は、

「本来東京電力および原子力発電事業者が責任をとって負担すべき費用であって、託送料金により回収する賠償負担金および廃炉円滑化負担金」とすべき。

理由【4】

負担金の名称とともに、責任の所在についても明記すべき。

意見【5】

「小売電気事業者は、需要家への請求書・領収書等にその相当額を記載することが望ましい」は、「小売電気事業者は、需要家への請求書・領収書等に賠償負担金と廃炉円滑化負担金それぞれの名称、説明および相当額を記載することが望ましい」とすべき。

理由【5】

より明確にわかりやすい記載とすべき。